特典条項に関する付表(米)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (US)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項; Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention 日本国と<u>アメリカ合衆国</u>との間の租税条約第 <u>22</u>条 The Income Tax Convention between Japan and The United States of America, Article 22

					居住地国の権限ある当局 Attach Residency Cert of residence. (Note 5)				
か !入	条約の特典条7 らCの順番に する必要はあ rder of section es that follow	各項目の「□ りません。な ns A, B and	該当」又は「□非談 お、該当する項目↓ C,check applicab	亥当」の該当する項目に こついては、各項目ご le box "Yes" or "No' d and necessary doct	こ✔印を付してください。レ との要件に関する事項を記。 in each line. If you check ment must be attached.	ッずれかの項目に「 入の上、必要な書類 any box of "Yes",	該当」する場合 夏を添付してく in section A t	合には、それ以降 ださい。 to C, you need	
(1)	個人 Individual							Yes, □非該当	
(2)			共団体、中央銀行 ny Political Subdiv	rision or Local Autho	rity, Central Bank		口該当	Yes, 口非該当	
	公開会社(注7)Publicly Traded Company (Note 7) (公開会社には、下表の C 欄が 6 %未満である会社を含みません。)(注8) ("Publicly traded Company" does not include a Company for which the Figure in Column C below is less than 6%.)(Note 8)								
	株式の種類 Kind of Share	ded Company does not include 公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange		シンボル又は証券 コード Ticker Symbol or Security Code	発行済株式の総数の平均 Average Number of Shares outstanding	有価証券市場で取引された株式		ded nge B/A(%)	
				A				C %	
	(発行済株式の ます。)(注9)。 ("Subsidiary o	総数(<u></u> of Publicly T	raded Company" i	%以上が上記(3)の公開 s limited to a compar	会社に該当する5以下の法 uy at least 50% of whose si	nares outstanding	∄接に所有され	i Yes ,□非該当 ているものに限 hares) are own	
	(発行済株式の ます。)(注9)。 ("Subsidiary o	総数(株)の 509 raded Company"i or fewer "Publicly 朱主の状況 State o 居住地国	%以上が上記(3)の公開 s limited to a compai r Traded Companies" f Shareholders as of Iにおける納税地 reholder is taxable in	ny at least 50% of whose shas defined in (3) above.)(1date) / / 公認の有価証券市場	nares outstanding Note 9) ニ シンボル又は証 券コード Ticker Symbol or	∄接に所有され	ているものに限	
	(発行済株式の ます。) (注9)。 ("Subsidiary odirectly or ind 年 月 株主の	総数(株)の 50% raded Company"i or fewer "Publicly 朱主の状況 State o 居住地国 Place where Sha	%以上が上記(3)の公開 s limited to a compai r Traded Companies" f Shareholders as of Iにおける納税地 reholder is taxable in	ny at least 50% of whose sl as defined in (3) above.)(! date) / / 公認の有価証券市場 Recognized Stock	nares outstanding Note 9) シンボル又は証 券コード Ticker	引接に所有され (s 間接保有 Indirect	ているものに限 hares) are own 所有株式数 Number of	
	(発行済株式の ます。) (注9)。 ("Subsidiary c directly or ind 年 月 株主の Name of Sh	総数(株)の 50% raded Company"i or fewer "Publicly 朱主の状況 State o 居住地国 Place where Sha	%以上が上記(3)の公開 s limited to a compai r Traded Companies" f Shareholders as of Iにおける納税地 reholder is taxable in	ny at least 50% of whose sl as defined in (3) above.)(! date) / / 公認の有価証券市場 Recognized Stock	nares outstanding Note 9) ニ シンボル又は証 券コード Ticker Symbol or	間接に所有され (s 間接保有 Indirect Ownership	ているものに限 hares) are own 所有株式数 Number of	
	(発行済株式の ます。) (注9)。 ("Subsidiary c directly or ind 年 月 株主の Name of Sh	総数(株)の 50% raded Company"i or fewer "Publicly 朱主の状況 State o 居住地国 Place where Sha	%以上が上記(3)の公開 s limited to a compai r Traded Companies" f Shareholders as of Iにおける納税地 reholder is taxable in	ny at least 50% of whose sl as defined in (3) above.)(! date) / / 公認の有価証券市場 Recognized Stock	nares outstanding Note 9) ニ シンボル又は証 券コード Ticker Symbol or	間接保有 Indirect Ownership	ているものに限 hares) are own 所有株式数 Number of	
	(発行済株式のます。) (注9)。 ます。) (注9)。 ("Subsidiary c directly or ind 年月 株主の Name of Sh	総数(株)の 50% raded Company"i or fewer "Publicly 朱主の状況 State o 居住地国 Place where Sha	%以上が上記(3)の公開 s limited to a compai r Traded Companies" f Shareholders as of Iにおける納税地 reholder is taxable in	ny at least 50% of whose sl as defined in (3) above.)(! date) / / 公認の有価証券市場 Recognized Stock	nares outstanding Note 9) ニ シンボル又は証 券コード Ticker Symbol or	間接に所有され (s 間接保有 Indirect Ownership	ているものに限 hares) are own 所有株式数 Number of	
	(発行済株式のます。) (注9)。 (*Subsidiary c directly or ind 年月 株主の Name of Sh	総数(株)の 50% raded Company"i or fewer "Publicly 朱主の状況 State o 居住地国 Place where Sha	%以上が上記(3)の公開 s limited to a compai r Traded Companies" f Shareholders as of Iにおける納税地 reholder is taxable in	ny at least 50% of whose sl as defined in (3) above.)(! date) / / 公認の有価証券市場 Recognized Stock	nares outstanding Note 9) ニ シンボル又は証 券コード Ticker Symbol or	間接に所有され (s 間接保有 Indirect Ownership	ているものに限 hares) are own 所有株式数 Number of	
	(発行済株式のます。) (注9)。 (ギyubsidiary of directly or ind 年 月 株主の Name of Sh	総数(株)の 50% raded Company"i or fewer "Publicly 朱主の状況 State o 居住地国 Place where Sha	%以上が上記(3)の公開 s limited to a compan r Traded Companies" of Shareholders as of ほにおける納税地 reholder is taxable in lence	ny at least 50% of whose sl as defined in (3) above.)(I date) / / 公認の有価証券市場 Recognized Stock Exchange	nares outstanding Note 9) ニ シンボル又は証 券コード Ticker Symbol or	間接に所有され (s 間接保有 Indirect Ownership	ているものに限 hares) are own 所有株式数 Number of	
(5)	(発行済株式のます。) (注9)。 (*Subsidiary c directly or ind 年 月 株主の Name of Sh	総数(株)の 50% raded Company"i or fewer "Publicly 朱主の状況 State o 居住地国 Place where Sha Country of resid	%以上が上記(3)の公開 s limited to a compan r Traded Companies" f Shareholders as of における納税地 reholder is taxable in lence	ny at least 50% of whose sl as defined in (3) above.)(I date) / / 公認の有価証券市場 Recognized Stock Exchange	nares outstanding Note 9) 	間接に所有され (s 間接保有 Indirect Ownership □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	Tいるものに限 hares) are own 所有株式数 Number of Shares owned	

設立等の根拠法令 Law for Establishment

非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption

or indirectly at least 50%	of Sha	er contracting Country ares or other beneficial l	Interests () i	n the Person. (Note 12)	(-/,(-/,(-/,(-/	
年 月 日現在の	の株主等		olders, etc. as of (date)	/ /		
株主等の氏名又は名称 Name of Shareholders	Place reside	居住地国にお where Shareholders is ence		Aの番号 Number of applicable Line in A	間接所有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
			合 計 Tota	al (持分割合 Ratio(%) of	Shares owned)	(%)
す。)に対し直接又は間接 Less than 50% of the	に支払 person he con y of re	われる金額が、50%未満 a's gross income is paid vention mentioned in 1 sidence (Note 13)	d or accrued directly or in above ("third country resid	directly to persons who a	are not resident	es of Japan or the ot deductible in compu
		申告 Tax Return		源泉徴収税額 Withholdi	ng Tax	
		当該課税年度 Taxable Year	前々々課税年度 Taxable Year three Years prior	前々課税年度 Taxable Year two Years prior	自	f課税年度 taxable Year
第三国居住者に対する支 Payment to third Cou Residents	C124	A				
総所得 Gross Income		В				
A/B	(%)	C %	%		%	%
(a)から(c)の要件を全て満た	た す者 F	Resident satisfying all of	ください。If B does not app f the following Conditions fi 既要(注 14); Description of	rom (a) through (c)		D該当 Yes, 口非該当 Note 14)
a)から(c)の要件を全て満た 居住地国において従事し 居住地国において従事し 社が行う銀行業、保険業力 Trade or business in cactivities are banking, in (Note 15) 所得が居住地国において Income is derived in co (日本国内において営業 動との関係で実質的なもの (If you derive income for	とす者 F している とないに ない にない では いで いで の で いで の で で で で で で で で で で で で	Resident satisfying all of 2営業又は事業の活動が、 る営業又は事業の活動が、 参業の活動を除きます。) of residence is other to e or securities activities している営業又は事業の活動から所得を取得 ること(注 17): trade or business activit	f the following Conditions fi 死要(注 14); Description of 自己の勘定のために投資をではないこと(注 15): than that of making or man s carried on by a commercian 活動に関連又は付随して取得 to that trade or business in する場合)居住地国においる ではないこと(注 15):	rom (a) through (c) trade or business in reside trade or business in residence (からない) では、 (では、 (本) であること(注) これるものであること(注) これのであること(注) これのでは、 (本) には、 (本)	業銀行、保険会社 □はいYes e resident's ow py or registered □はいYes (6): tote 16) い日本国内におい □はいYes	Note 14) に又は登録を受けた証券、「しいえ No n account (unless th securities dealer) ま、「しいえ No n account (unless th securities dealer) ま、「しいえ No n で行う営業又は事業のよりにいえ No n n n n n n n n n n n n n n n n n n
a)から(c)の要件を全て満た 居住地国において従事し 居住地国において従事し 社が行う銀行業、保険業分 Trade or business in cactivities are banking, in (Note 15) 所得が居住地国において Income is derived in co (日本国内において営業 動との関係で実質的なもの (If you derive income frelation to the trade or breathers)	たす者 F している している と ことでいれた ことでは ことでで ことで ことで ことで ことで ことで ことで ことで ことで こと	Resident satisfying all of ら営業又は事業の活動が、 余業の活動を除きます。) の of residence is other to e or securities activities している営業又は事業の活 ion with or is incidental は業の活動から所得を取得 ること(注17): trade or business activity s activity conducted in	f the following Conditions fi 死要(注 14); Description of 自己の勘定のために投資をではないこと(注 15): than that of making or man s carried on by a commercian 活動に関連又は付随して取得 to that trade or business in する場合)居住地国においる ではないこと(注 15):	rom (a) through (c) trade or business in resident for the formal bank, insurance companion country of residence (Notice of 1 m country of residence (Notice of 2 m country conducted in the sess activity conducted in the formal bank formal bank for the formal bank, insurance companion country of residence (Notice of 2 m country for sidence of 3 m country for sidence of	業銀行、保険会社 □はいYes e resident's ow py or registered □はいYes (6): tote 16) い日本国内におい □はいYes	Note 14) に又は登録を受けた証券、「しいえ No n account (unless th securities dealer) ま、「しいえ No n account (unless th securities dealer) ま、「しいえ No n で行う営業又は事業のよりにいえ No n n n n n n n n n n n n n n n n n n
a)から(c)の要件を全て満た 居住地国において従事し 社が行う銀行業、保険業力 Trade or business in cactivities are banking, in (Note 15) 所得が居住地国において営業動との関係で実質的なもの(If you derive income felation to the trade or b日本国内において従事し日本国内において従事し日本国内において従事し日本国内において従事し日本国内において従事して対していていずれかに該当すででいずれかに該当すで、you have been a determ	たす者 F している ことではいます。 ことではいます。 ことではいる。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではある。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 ことではない。 とではない。 とではない。 とではない。 とではない。 とではない。 とではない。 とではない。 とでは、 とではない。 とでは、 とでは、 とでは、 とでは、 とでは、 とでは、 とでは、 とでは、	Resident satisfying all of S営業又は事業の活動が、 の営業又は事業の活動が、 参業の活動を除きます。) で of residence is other to activities activities activities activities activities (注 17): trade or business activity activity conducted in で営業又は事業の活動の根がででである。 missioner 会は、以下にその内容を記され、権限ある当局の認定には、権限ある当局の認定には、権限ある当局の認定は、権限ある当局の認定は、権限ある当局の認定は、権限ある当局の認定は、権限ある当局の認定は、権限ある当局の認定は、権限ある当局の認定は、権限ある当局の認定は、権限ある当局の認定は、権限ある当局の認定は、権限ある当局の認定は、権限ある当局の認定は、権限ある当局の認定は、権限ある当局の認定は、体限ある当局の認定は、対策を表現している。	f the following Conditions fi 既要(注 14); Description of 自己の勘定のために投資をではないこと(注 15): than that of making or man s carried on by a commercia 活動に関連又は付随して取得 to that trade or business in はする場合)居住地国において ではないこと(注 15): た動に関連又は付随して取得 する場合)居住地国において ではないことでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	rom (a) through (c) trade or business in resident for the labank, insurance companion country of residence (Notific of 2業又は事業の活動がess activity conducted in the labank for Business in Japan.	という ence country (Nature of Nature of Natur	スは登録を受けた証え、「しいえ No n account (unless th securities dealer) 。、「しいえ No n account (unless th securities dealer) ないで行う営業又は事業ない。」しいえ No ssidence is substantia

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE"

-注 意 事 項-

付表の提出について

- この付表は、いわゆる特典条項を有する租税条約の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します(一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の2、3及び4を参照してください。)(以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書 を「特典条項条約届出書」といいます。)。
- 特典条項の適用を受けようとする付表の「1」の租税条約の相手国の居 住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特 典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事 項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省 略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。 付表の「3」のAのいずれかに該当する場合 : 3年

付表の「3」のB、C、Dのいずれかに該当する場合:1年

- 租税条約の適用を受けようとする所得が国債や地方債の利子、私募債以 外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当等などの特定利子配当等 である場合、既に受領済みのその所得について特典条項条約届出書を提出 済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に異動があるときを除 き、その所得について特典条項条約届出書の提出は省略することができま
- 特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約 届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に 関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前 回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略するこ とができます。
- 5 所得の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに 限ります。)を提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他 の事項について所得の支払者の確認を受けたとき (特典条項条約届出書に その確認をした旨の記載がある場合に限ります。)は、居住者証明書の添付 を省略することができます(「租税条約に関する届出書(申告対象国内源 泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)(様式15)」にこの付表を 添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできま せんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。)。

この場合、上記の確認をした所得の支払者は、租税条約に関する届出書 の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨(例:届出者から 提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載 列音のためたマリルに対象の場合に有証明書の写しを作成し、提示を受けた するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた 日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

- 付表の□欄には、該当する項目について✔印を付してください。 租税条約の適用を受ける者が「3」のA~Dのいずれかに該当する場合 には、「1」の租税条約の適用を受けることができます(なお、Cに該当 する場合には、その判定の対象とした所得についてのみ、Dに該当する場合には認定の対象となった所得についてのみ、「1」の租税条約の適用を 受けることができます。また、その租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。)。
- 公開会社とは、その主たる種類の株式及び不均一分配株式が公認の有価 証券市場に上場又は登録され、かつ、公認の有価証券市場において通常取 引される法人をいいます。日米租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、 日本国の証券取引法に基づき設立された有価証券市場、ナスダック市場及び合衆国の1934年証券取引法に基づき証券取引所として証券取引委員会 に登録された有価証券市場をいいます

「通常取引される」とは、直前の課税年度において取引されたある種類の株式の総数が、その株式の発行済株式総数の平均の6%以上である場合を いいます。

—INSTRUCTIONS—

Submission of the Attachment Form

- If you apply for the application of tax convention that has limitation on benefits article, this attachment form must be submitted along with application form for income tax convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2, 3 and 4 below.)(Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the 'application form for LOB convention".)
- 2 If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention may not be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:

If any line of A of Section 3 applies: 3 years If any of B, C or D in Section 3 applies: 1 year

- 3 If the income for which application of convention is sought is a specified interest/dividends such as interest from national bond, municipal bond, corporate bond other than privately placed bond, deposits, or dividend of listed shares, and the application form for LOB convention was submitted for the same income already paid, an application form for LOB convention is not required, except for case where there has been a change in the information given in the application form for LOB convention.
- If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone and state the date of the previous submission of application form for LOB convention.
- 5 In the case that the recipient of the income shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is appended to "Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Tax on Japanese Source Income) (Form 15)," the residency certification must be appended to this attachment form).

In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter into the column "Others" of the Application Form: ① the fact of confirmation (e.g., 'I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient.'); ② the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that certification is shown; and 4) the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

Applicable blocks must be checked.

If any of A though D in 3 applies, benefits of the convention mentioned in 1 will be granted. (If C applies, benefits will be granted only for the income for which conditions in C are tested; and if D applies, benefits will be granted only for the income for which the determination was given. Note that any other requirements in the respective article of convention must be satisfied.

"Publicly Traded Company" is a company whose principle class and disproportionate class of shares is listed or registered on a recognized stock exchange, and is regularly traded on one or more recognized stock exchanges. In case of the Japan-US Income Tax Convention, "Recognized Stock Exchange" means any stock exchange established under the Securities and Exchange Law of Japan, the NASDAQ System, and stock exchange registered with the US Securities and Exchange Commission as a national securities exchange under the Securities Exchange Act of 1934 of the United States.

"Regularly traded" means that the aggregate number of shares in a

class of shares traded on recognized stock exchange(s) during the preceding taxable year is 6 percent or more of the average number of shares outstanding in that class during that preceding taxable year.

- 有価証券の数は次によります。 (1) 「発行済株式の総数の平均」、「有価証券市場で取引された株式の数」の (1) 各欄は、この付表を提出しようとする日の属する課税年度の直前の課税 年度における数によります。
- 直前の課税年度における発行済株式の総数の平均は、その課税年度 中の発行済株式の総数に異動がない場合は、その課税年度の末日にお ける発行済株式総数を記入してください。増資や減資、株式の分割など によりその課税年度中に発行済株式の総数に異動が生じた場合には次 の算式により計算します。

(前課税年度の日々の発行済株式の総数×日数)

- ÷前課税年度の日数=発行済株式の総数の平均
- 公開会社の関連会社であるかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得の支払が行われる日(配当については、その配当の支払を受ける者が特定される日)が、課税年度終了の日である場合にはその課税年 度を通じて、課税年度終了の日以外の日である場合にはその課税年度中の その支払が行われる日に先立つ期間及びその課税年度の直前の課税年度

を通じて判定します。
なお、「年月日現在の株主の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の株主の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有(中間所有者はこの付表の「A」又は「B」に該当するいずれかの締約国の居住者に限ります。)である場合には、各株主の「ではなった。」である場合には、各株主の「ではなった」と、関係は方のといて確定の様式 「間接保有」の欄に✔印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式 に記載し添付してください。

- 公益団体とは、「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて組織された 者で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために 租税条約の相手国において設立され、かつ、維持されるものをいいます。 設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類 (パンフレット 等の写しなどでもかまいません。) を添付してください。
- 年金基金とは、「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて組織され、 租税条約の相手国において主として退職年金その他これに類する報酬の 管理又は給付のため設立され、かつ、維持されるとともに「1」の租税条 約の相手国において上記の活動について租税を免除されるものをいいま
- (a)の要件を満たすかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所 得の支払が行われる日(中間配当以外の配当については、その配当に係る 会計年度の終了の日とします。)が課税年度終了の日である場合にはその 課税年度を通じて、その課税年度終了の日以外の日である場合にはその課 税年度中のその支払が行われる日に先立つ期間及びその課税年度の直前

祝年度中のその文払か引われる日に充立り期間及いその課税年度の直間の課税年度を通じて、判定します。その他の場合には、その所得の支払が行なわれる課税年度の総日数の半数以上の日において要件を満たす必要があります。なお、「年月日現在の株主等の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有するだめ、また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有する特 の「間接保有」の欄に✔印を付した上、間接保有の状況について適宜の様 式に記載し添付してください。

総所得とは、事業から取得する総収入の額からその収入を得るために直 接に要した費用を差し引いた残額をいいます

第三国居住者に対する支払には、通常の方法において支払われる役務又 は有体財産に関する支払(独立企業間価格によるものに限ります。)や商業銀行に対する金融上の債務に関する支払(その支払に関する債権がその 第三国居住者である銀行のいずれかの締約国にある恒久的施設に帰属す るときに限ります。) は含まれません。

なお、申告の場合と源泉徴収の場合とでは判定基準が異なりますのでそれぞれの欄に記入してください。

- あなたが関連者(持分の50パーセント以上を所有する者など一定の要件 を満たすものをいいます。)を有する場合又は組合の組合員である場合に は、その関連者又は組合があなたの居住地国において行う営業又は事業の 活動はあなたが居住地国において行う営業又は事業の活動とされます。
- 「Cの(a)」の「自己の勘定のために投資を行い又は管理する活動」とは、 投資としての性格を有する活動をいい、例えば、自己の計算において、配 当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う活動が該当しま
- 「Cの(b)」の「所得が居住地国において従事している営業又は事業の活 動に関連又は付随して取得されるものであること」とは、その所得の基因 となる活動が居住地国において従事している営業又は事業の活動そのも のである場合やその活動が居住地国における営業又は事業の活動と一体 のものとして行われる場合において取得される所得をいいます。
- 「Cの(c)」の「日本国内において行う営業又は事業の活動との関係で実 質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う 営業又は事業の活動から所得を取得する場合の追加的な条件であり、その 資産の価額、所得額等からみてその居住地国において行う営業又は事業の 活動の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や営業又は事業全 体の貢献度からみて居住地国の活動の貢献度がほとんどない場合にはこ の条件を満たしません。

- The number of the shares shall be counted as follows:
) "Average Number of Shares outstanding" and "Number of Shares traded on Recognized Stock Exchange" must be counted for the taxable year prior to the taxable year in which this attachment form will be submitted.
- (2) If the numbers of shares outstanding did no change during the prior taxable year, the average number of shares outstanding is the number of shares outstanding at the end of the prior taxable year.

If the numbers of shares outstanding changed during the prior taxable year due to increase/decrease of capital or split of share, the average number of shares outstanding is calculated as follows: (total number of shares outstanding for each day in the prior taxable

year×number of days) ÷ (number of days in the prior taxable year) In case of withholding taxation, if the day of income payment (in case of dividends, the day when the recipient of the dividends is determined) is the last day of a taxable year, whether a company is "Subsidiary of Publicly Traded Company" is tested for the whole of

the taxable year, and if the day of income payment is not the last day of the taxable year, for the part of the taxable year which precedes the day of payment and the whole of the prior taxable year. In "State of shareholders as of (date)", provide informatiton on the

state of shareholders as of an appropriate date in the above test period. If shares are indirectly owned (each intermediate owner must be a resident of either of the contracting countries falling under A or B in this attachment form), check the "Indirect Ownership" box, and

attach a separate sheet explaining on the indirect ownership. "Public Service Organization" is an entity organized under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1 and established and maintained in that contracting country exclusively for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, cultural or public purpose.

Attach prospectus for establishment and document that explains the organization's actual activity, e.g., copy of PR brochure.

- 'Pension Fund" is a juridical person that is organized under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1, and is established and maintained in that country primarily to administer or provide pensions or other similar remuneration, including social security payments, and is exempt from tax in that country with respect to these activities.
- 12 In case of withholding taxation, if the day of income payment (in case of dividends other than interim dividends, the last day of fiscal year) is the last day of a taxable year, whether the condition stated in (a) is satisfied is tested for the whole of the taxable year, and if the day of income payment is not the last day of taxable year, for the part of the taxable year which preceeds the day of payment and the whole of the prior taxable year.

In all other cases, whether the condition satated in (a) is satisfied is

tested for at least half the days of the taxable year. In "State of Shareholders as of (date)", provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above test period. In case shares are indirectly owned, check the "indirect ownership" box, and attach a separate sheet explaining the indirect

- "Gross Income" is the total revenues derived from business less the direct costs of obtaining such revenues. Payment to third country residents does not include arm's length payments in the ordinary course of business for services or tangible property and payments in respect of financial obligations to a commercial bank, provided that such payment is attributable to a permanent establishment of a third-country resident bank situated in one of the contracting countries. Note that different tests will be used for tax returns and withholding tax, and use the appropriate column.
- If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares),or if you are a partner of a partnership, trade or business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your trade or business in that country.
- 6 "Making or managing investments for the resident's own account" in (a) of C is an activity which has the nature of investment such as activities of acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefit in the resident's own account.
- "Income is derived in connection with or is incidental to that trade or business" in (b) of C is an income derived from activities which themselves are the trade or business in the country of residence, or which are conducted as part of the trade or business in the country of residence.
- "Substantial in relation to the trade or business activity conducted in Japan" in (c) of C is an additional condition if you derive income from a trade or business activity in Japan by yourself or your affiliated corporation. If the volume of trade or business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of value of asset or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total trade or business, you do not satisfy this condition.

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定 するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがありま

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.